消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　総務課に、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人を置く。 2　管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　消費者庁の職員の教養及び訓練に関すること。 二　栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。 三　長官の官印及び庁印の保管に関すること。 四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 五　消費者庁の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。 六　消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。 七　東日本大震災復興特別会計の経理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。 八　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。 九　庁内の管理に関すること。 十　消費者庁所属の建築物の営繕に関すること。 十一　消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 十二　消費者庁の職員に貸与する宿舎に関すること。	（広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官） **第一条**　総務課に、広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人を置く。 ［項を加える。］

十三　課徴金の徴収に関すること。 十四　国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。 3　管理室に、室長を置く。 4　［略］ 5　［略］ 6　［略］ 7　［略］	［項を加える。］ 2　［同上］ 3　［同上］ 4　［同上］ 5　［同上］
（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官） **第七条**　［略］ 2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第一項に規定する基準に関すること（同法第六十一条第一項の規定による指示、同条第三項の規定による命令並びに同法第六十五条第四項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。）。 ［五～七　略］ 3　［略］ 4　上席景品・表示調査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち措置命令に関する事務（食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。 5　［略］	（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官） **第七条**　［同上］ 2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項に規定する基準に関すること（同法第十九条の十四第一項の規定による指示、同条第三項の規定による命令並びに同法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。）。 ［五～七　同上］ 3　［同上］ 4　上席景品・表示調査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち措置命令に関する事務（食品表示対策室の所掌するものを除く。）及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。 5　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。